

Title	池田龍蔵著 無尽の実際と学説
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.5 (1918. 5) ,p.698(160)- 699(161)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180500-0160">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180500-0160</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

池田龍藏著稿本『無盡の實際と學說』

回顧すれば既に二歳の昔となりぬ、君は炎暑灼くが如き中を或は内閣文庫に、或は上野の圖書館に或は帝大の史料編纂に、或は先輩諸氏を訪問して如何なる零細の智識と雖、之れを洩さざらんことを務めしものにして篤學君の如き士を我研究會が得たる點に於て余は非常なる感謝の念に堪へざりものなりとす。

其後君の努力は空しからずして遂に本著を成すに至れり、想ふに本著の對象たる『無盡』其者は君の所謂『上は中央都市より下は山村水郭に至るまで存せざるなき』ものにして、我國民經濟上最も重要な意義を有するものなりとす而して國民經濟上、重要な意義を有する『無盡』の研究に於て君が最も力を盡したるは之れが經濟史的方面にある可し。斯くて君は先づ幾多の史

料よりして無盡及『たのもし』が全然我國民生活の自然的要求より發生せしものなりとの斷案を下し、次に君は無盡の起源に關してこれを以て頼母子と同一物なりとなす中田説を排し後者を以て既に鎌倉時代に存すとなし而してこれを證明する材料として高野山文書建治元年十二月の條に於ける『猿川眞國神野三箇庄之官請文』中の『押買事、押入駕事、犯他妻事、野取馬牛事、號憑支乞取百姓餘事』を以てせり、之れ實に頼母子其の者の史的研究上に於ける偉大なる發見と稱せざるを得ず。次に君は室町時代に於ける頼母子が専ら寺院内に行はれしとなす中田、尾竹兩氏の説を排して柴氏と共に社寺の修繕、參拜以外に一般消費に供せられしことを主張せり。斯くの如きは如何に君が獨創的見解に富むかの一端を明かにせるものにして、同時に本著の價値の如何に大なるやを示すものなりとす。

想ふに『無盡』其者に就きては之れを前にしては尾竹、中田、石坂、柴諸氏の研究なきにしもあらずと雖、然かも本著の如く普ねく一般に亘りて立論せるものを見ず、本著は實に我邦無盡研究者にとりて系統的智識を興ふる點に於て最も大なる貢獻をなすものたるを信じて疑はざるものなり。忘評多罪。(阿部生)

田子 一民著

『市町村財政の實際と其理論』

大正七年二月東京白水社發行  
菊版四百三十三頁定價金貳圓五拾錢

本書は市町村の財政を中心として我地方財政の現状を明かにし、其特徴を論評すると共に、其状態の改善に對する著者の意見を披瀝して世に問ふの目的を以て著はされたるものであるが、著者田子氏は多年内務省に職を奉じ、地方行政の監督に關與し、最近迄同省地方局の市町村課

第十二卷 (六九九) 批評と紹介

長を勤めて居られた人であるから、地方自治政體の財政問題を論述するには幾多の抱負と充分なる知識と經驗とを有せらるゝ、適任者であると看做すことを妨げまいと思ふ。

著者は先づ『緒言』として市町村の事務事業が年一年と複雑多岐と爲り、其財政が益々困難と爲る傾向を有するに拘らず、一般世人が此問題に對して頗る冷淡であるのみならず、豫算決議の任に當る府縣會及び市町村會が歳出の分捕に腐心し或は租税の輕減には注意を拂ふが、地方財政の根本的研究を等閑に附して居ることを指摘し、斯くの如く此問題が閑却されてゐるのは地方財政の實狀が明瞭に理解せられて居らぬ爲であらうと思はれるが故に、其現況を平明に説述するは目下の急務であると論じ、本書著述の動機を明かにしてゐる。次に第一編『地方財政の特色』に於て著者は地方財政制度の一弱點